

第3回近江八幡市公文書管理に関する懇話会 議事概要

日 時 令和5年12月26日(火) 午後2時15分～4時10分

場 所 近江八幡市役所 第1委員会室

出席者 (委員) 佐伯座長、櫻澤委員、中井委員、辻井委員、亀岡委員
(事務局) 川端総務課長、川瀬総務課参事、吉川副主幹
浅田文化振興課長、烏野文化振興課長補佐

配布資料 別添のとおり

会議概要 次のとおり

1 開会

挨拶なし(電車遅延により、佐伯座長が遅れられたため)

2 議題

(1) 歴史的公文書の利用等における考え方について

○利用(1) 公文書等の定義

- ・歴史的公文書かどうか職員が決めるという場合、本来であれば最終的に歴史的公文書になる文書が、1年や3年の短い期間で選別の対象にならないか懸念される。
- ・滋賀県で条例を作ったときの考え方として、文書の保存年限をその性質によって決める。そして、その満了後に廃棄するのか歴史公文書として残すのか、文書を起案するときに決める。廃棄するときには、第三者機関に何らかの方法で確認をとってもらった方がよい。
- ・特定歴史的公文書になる段階で参考1上段の表の(1)公文書と(2)歴史的公文書の両方をチェックするということを明示しておく必要がある。
- ・尼崎市の場合は、公文書館的機能を持っている博物館としたので、博物館のものと区別するために寄贈・寄託を特定歴史的公文書に含まないとしているのではないかと。公文書館とする場合、行政由来の文書と寄贈・寄託の文書と対応が異なるのはちょっとおかしい。公文書館というのはオープンなところである。近江八幡市でどういう施設で対応するかによって、寄贈・寄託を含むか含まないかは変わるのではないかと。
- ・(寄贈・寄託文書に対して) 尼崎市はもともと公文書館志向を持った地域研究資料

館という施設が独立してあり、歴史博物館が準備室として推移してきた。お互いが取扱い資料を相談してきていたが、現在は歴史博物館ができてそこに地域研究資料館が吸収される形となった。近江八幡市もそれに近い形があると思うので、より適切に保存・公開が進む形で、取組を進めるための仕組みとして一般の方の理解は得られると思う。

- ・寄贈・寄託文書も公文書という体系で整理した方がよい。その中で、寄贈・寄託者に対する不都合なことが起こるのであれば、利用制限をかければよいのではないか。
- ・基準が2通りできるとなると運用するときややこしいのではないか。
- ・公文書館ができて、その中で所蔵している資料の取扱いとして、特定歴史的公文書、私文書、公共性の高い私文書と別に管理されると思う。そもそも寄贈・寄託を含むか含まないかという基準が分からない。そもそも、寄贈・寄託のほとんどは、特定歴史的公文書ではないと理解している。
- ・もともと私文書であったとしても、寄贈したら見せるものである。また、職員も職務中に私文書を取得する場合がある。これは職務上取得した文書ということで公文書として扱うことになる。同じ基準でよいと思う。
- ・(寄贈・寄託文書に対して) 尼崎市が歴史的という「的」という言葉を間に入れているというのは、純粋な公文書だけではないということではないか。そうであれば、「的」を除くのであれば問題ないのでは。
- ・公文書館や資料館の機能で未確定なことが多いので、条例は限定的に作っていった方がよいと思う。そのため、寄贈・寄託文書は含めない方向で考えていく方がよいのではないか。

○利用（2）利用請求権

- ・条例ができれば、市民の利用請求権は認められるべきで、その手続きは決めておく必要がある。透明性の高い利用手続きを整備していくことをお願いしたい。

○利用（3）利用制限事由

- ・センシティブな情報は絶対守っていかないといけない。公的なところがそういう情報を暴いてしまうことはもってのほかである。例え、現用の公文書であっても、歴史的な文書であっても、必ず守っていかなければならないと思う。
- ・滋賀県で準ずる形でよいと思う。
- ・被差別部落に関するものということで、割と範囲を広く取ることができるので、近江八幡市でも設けた方がよいと思う。

○利用（4）利用請求

- ・文書を探す時間が必要であったり、利用制限事由に該当するかどうかの確認もした

りしないといけないので、情報公開請求よりも長めの期間が設定されて、30日というのは理解ができる。

(2) 条例策定に当たっての考え方について

○その他(1) 第三者機関の役割

- ・情報公開であれば、法律的な知識を持った学識経験者を選ぶことが多く、それとは違う知見が必要だというのは、そうかなと思う。別の委員会を立ち上げておく必要があるのではないかと思う。
- ・現用文書を廃棄するときにいちいち審議会の意見を聞かないといけないのかということになると、すぐに捨てられない、停滞してしまうことになるので、議論が必要だが、少なくとも公文書管理の状況についてチェックすることは必要である。

○その他(2) 条例公布・施行の時期

- ・一般論として、庁舎の建て替わりや合併時に文書が大量に廃棄されてきたという事実がある。②の一部先行していくときも、先行内容が重要になると思う。一部施行の作り方は気を付けた方がよい。
- ・委員会を作って、こういう文書は捨ててもらっては困るということを伝達できるようにすることが必要である。
- ・関連規則等、結構ボリュームがあるので、1年はかかると思う。
- ・文書の保存年限が決まっているので、むやみに捨てることはないと思う。
- ・②の方向で、いろんなことに注意しながら進めていくことが必要かと思う。

(3) その他の意見について

- ・最近、チャットなどのメッセージ機能のやり取りも公文書になるという問題も出てきているので、そういう対応も考えておいた方がよい。

3 閉会